

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（法人からの報告）

独立行政法人海技教育機構

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況
独立行政法人海技教育機構の契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類については、「独立行政法人海技教育機構会計規程」及び「独立行政法人海技教育機構契約事務取扱細則」等を規定し、基本的に国の基準に準じたものとなっている。
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第3者による審査体制）の整備状況
入札及び契約については、「通則法」に基づく監査法人による監査及び「独立行政法人海技教育機構監事監査規程」に基づく監事による監査に加え、「独立行政法人海技教育機構会計内部監査実施細則」に基づく内部監査を実施しており、競争性・透明性の確保を図っている。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況（進捗していない場合はその理由も付記）
業務実績報告書53ページにおいて記載済み。
II 個々の契約における監事等のチェックについて
1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）
監事及び監査法人による書面監査を行っている。
2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況
監事による監査では、契約の締結及び執行の状況について、「契約については、規程に基づき適正に執行されている。」との報告を受けている。

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（評価結果）

独立行政法人海技教育機構

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価
契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る「独立行政法人海技教育機構契約事務取扱細則」等の規程を定め、適切な内容であると評価。（19年度評価調書12ページ関連記載）
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第三者による審査体制）についての評価
規程に基づき、監事による監査に加え、内部監査を実施するなど執行体制が整備され、競争性・透明性の確保の観点から有効に機能していると評価。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価
「随意契約見直し計画」の進捗状況については、同計画に沿って着実に実施されているものと評価。
II 個々の契約に係る評価
随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事等により適正なチェックが行われていると評価。（19年度評価調書12ページ関連記載）